

配偶者暴力防止および被害者保護等のための福井県基本計画（第3次改定版）（案）の概要

- 1 計画の位置付け 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（H14.4施行）に基づく「都道府県基本計画」
- 2 計画期間 平成31（2019）～2028年度（10年間）ただし、期間中に法改正等があった場合には必要に応じて計画を見直す
<改定の経過> H18.3 計画策定、H21.3 第1次改定、H26.3 第2次改定
- 3 主な施策

I 被害者が安心して相談できる体制づくり

男性、外国人なども含めすべての被害者がいつでも安心して相談できる体制の充実を図る。

○被害者の早期発見と通報の促進

- ① 日常業務の中で被害者を発見しやすい医療関係者や保健・福祉・教育関係者を対象に、DVへの理解を深める出前講座を実施
- ・被害の認識が薄い、自分からは相談しづらいなどDVの特性について県民の理解を促進するための広報を継続的に実施

○多様なニーズに対応する相談・支援体制の充実

- ① 女性相談員に加え、男性相談員を配置し、性別にかかわらずなく相談しやすい体制を整備
- ② 外国人労働者の受入拡大に伴い、DV相談に関する多言語サイトを作成し、相談窓口を一層周知
- ③ DV相談について、相談機関共通の相談シートを導入し、より詳細なデータ把握と分析を進め、きめ細かに支援施策に反映
- ・国の相談電話窓口と合わせ、24時間・365日相談が可能であることを周知

○相談員など職務関係者の資質向上への取組みの強化

- ① 広域連携を要するケース、児童虐待の併発や被害者が高齢者、障害者、LGBTなど特別な配慮を要するケースなど、複雑な事例の対応方法を学ぶ「専門研修」の実施
- ・市町等の初期対応力を向上させるための「窓口担当者研修」を実施

II 被害者の安全確保に関する取組みの充実

一時保護所への入所に抵抗感のある人、通勤や通学を希望する人等の安全確保を可能にする多様な避難方法の確保を図る。

○一人ひとりの被害者のニーズに対応した安全の確保

- ① 民間団体や社会福祉施設等による一時避難の受入れの実施
- ② 民間シェルターの安全対策強化を支援
- ・緊急一時保護を受け入れる宿泊施設の拡大
- ・県外の一時保護所や民間シェルターとの広域的な連携拡充

III 被害者への途切れることのない自立支援

確実な自立につなげるため、住宅確保や心のケアなど被害者支援のさらなる充実を図る。

○住宅の確保・生活再建に向けた支援の充実

- ① 入居保証人を確保できない被害者のために入居保証料を支援
- ② 就職し生活が安定するまでの家賃支援の拡充
- ・ふくい女性活躍支援センターによる被害者に寄り添った就職支援

○被害者と子どもの心のケアの充実

- ① DVが子どもに与える影響と必要な支援について、保育や教育現場関係者の理解を深める研修の実施
- ・精神保健の専門職員や児童相談所、学校等と連携した相談対応

IV 関係機関、民間団体との連携協力

警察や市町など関係機関との連携を一層強化し、地域ごとのよりきめ細かな被害者支援体制を構築する。

○警察や市町など関係機関との連携強化

- ① 関係機関が会し事例検討や意見交換を行う地区毎の連絡会議の設置
- ② 各関係機関が情報共有を行うためのDV相談共通シートを導入し、二次被害防止の徹底とよりスムーズな支援を展開

V 配偶者などからの暴力を許さない社会づくり

暴力を許さない意識について若年層からの啓発を強化する。

○正しい認識を深めるための普及啓発の推進

- ・児童虐待や性被害防止など関連の深い課題とも連動した啓発キャンペーンの展開

○若年層へのDV予防教育、啓発の推進

- ① 若者が受け入れやすい動画を活用したデートDV予防啓発の実施
- ② 若者が相談窓口にアクセスしやすいデートDV予防啓発カードの作成・高校や大学での配布
- ・高校生を対象としたスマートフォン等の利用に関する情報モラル講演会の開催

推進体制

福井県配偶者暴力対策連絡会議（計画に係る施策の把握や進捗の管理、情報の共有、連絡調整）

【構成】DV被害者支援センター、法務局、法テラス、県子ども家庭課、高校教育課、警察本部、市町、民生委員・児童委員協議会など